

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの平成30年7月豪雨による災害により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さまからお申し出をいただいた際には、以下のお取り扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて

お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

3. 入院給付金のお支払いについて

今回の豪雨を原因としてケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。


また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用状況

適用市町村		法適用日
岐阜県	高山市・関市・中津川市・恵那市・美濃加茂市・可児市・山県市・飛騨市・本巣市・郡上市・下呂市・加茂郡坂祝町・加茂郡七宗町・加茂郡八百津町・加茂郡白川町・加茂郡東白川村・大野郡白川村	7月6日
	岐阜市・美濃市・加茂郡富加町・加茂郡川辺町	7月8日
京都府	福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・南丹市・船井郡京丹波町・与謝郡伊根町・与謝郡与謝野町	7月5日
兵庫県	豊岡市・篠山市・朝来市・宍粟市・赤穂郡上郡町・美方郡香美町	7月5日
	姫路市・西脇市・丹波市・多可郡多可町・佐用郡佐用町	7月6日
	養父市・たつの市・神崎郡市川町・神崎郡神河町	7月7日
鳥取県	鳥取市・八頭郡若桜町・八頭郡智頭町・八頭郡八頭町・東伯郡三朝町・西伯郡南部町・西伯郡伯耆町・日野郡日南町・日野郡日野町・日野郡江府町	7月6日
島根県	江津市・邑智郡川本町	7月6日
岡山県	岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・瀬戸内市・赤磐市・真庭市・浅口市・都窪郡早島町・浅口郡里庄町・苫田郡鏡野町・英田郡西粟倉村・加賀郡吉備中央町	7月5日
	小田郡矢掛町	7月6日
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・府中市・東広島市・江田島市・安芸郡府中町・安芸郡海田町・安芸郡熊野町・安芸郡坂町・三次市・庄原市	7月5日
山口県	岩国市	7月6日
愛媛県	今治市・宇和島市・大洲市・西予市・北宇和郡松野町・北宇和郡鬼北町・八幡浜市	7月5日
高知県	安芸市・香南市・長岡郡本山町	7月6日
	宿毛市	7月7日
	土佐清水市・幡多郡三原村・幡多郡大月町	7月8日
福岡県	飯塚市	7月5日

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディケア生命コールセンター  0120-315056

受付時間[平日 9:00~19:00/土・日 9:00~17:00]

(祝日・年末年始(12/31~1/3)は除く)